



# 亀山市景観計画

— 概要版 —

Kameyama City Landscape Plan

平成23年6月  
亀山市



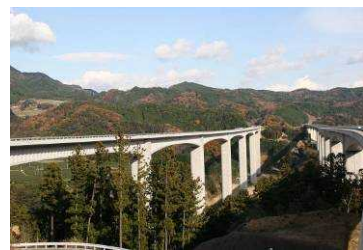
## 0 はじめに～亀山市景観計画策定の背景と目的～

亀山市では、市民に親しまれている鈴鹿山脈や鈴鹿川をはじめとした豊かな自然景観を礎として、多くの歴史・文化を感じることのできる景観が育まれてきました。丘陵部に位置する東海道においては、関宿をはじめとした多くの歴史的町並みがそこに住まう人々の生活とともに息づいています。また、山間部に位置する棚田は地域住民の営みとともに維持されてきており、坂本棚田については日本の棚田百選の一つにも選ばれる景観となっています。他にも、丘陵部、河川沿いに広がる農村集落が落ち着いた景観を形成しています。

更に、近代以降には、道路・鉄道網の整備により交通の要衝としての役割を担う地域として、幹線道路に商業店舗が立地する沿道景観や住宅地景観、工業地景観といった新たなまとまりのある景観が形成されてきました。

こうした中、景観に対する意識の高まりとともに、市民による町並み保存等の様々な景観まちづくりも行なわれているところです。

このため、本市の優れた自然、歴史・文化の景観資産を活かし、市民や来訪者が安らぎや潤いを感じることのできる魅力ある景観を保全・創出し、市民・事業者・行政が一体となって、総合的かつ計画的に景観形成を進めていくための目標、方針、推進方策等を示した亀山市景観計画を制定しました。



## 1 景観計画区域

本市の起伏に富んだ地形や景観の特徴を活かすことで、住みよく訪れたいくなる景観まちづくりを推進し、良好な景観形成を図っていくために**市全域を景観計画区域**とします。





## 2 景観形成の方向性

### 1. 景観形成の基本理念

## 自然を守り、歴史・文化が息づく、 魅力ある亀山の景観の保全・創出

本市の景観まちづくりは、大部分が鈴鹿国定公園に指定されている鈴鹿山脈、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿、日本の棚田百選に選定されている坂本棚田に代表される、優れた自然、歴史・文化景観を市民共通の資産として後世に受け継いでいくとともに、これらを活かし市民や訪問者が安らぎや潤いを感じることのできる魅力ある景観を保全・創出していくことが重要となります。そのため、市民・事業者・行政が協働し、景観まちづくりを推進していくこととします。

### 2. 景観形成の基本目標

#### ①地域のまとまりを感じられる景観の形成

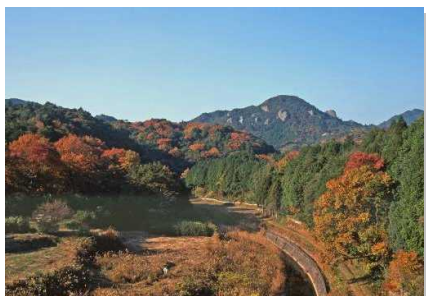
本市の各地域における個性ある景観を活かし、地域のまとまりを感じることのできる景観形成に取り組んでいます。

#### ②亀山市の魅力を向上させる景観の形成

市内において魅力ある景観が残る地区やその周辺の景観を一体的に整備することで、本市の魅力を更に向上させ市内外の人々が訪れたくなる景観形成に取り組んでいます。

#### ③自然、歴史・文化景観への眺めを次世代へ継承する景観の形成

市内において、市民が生活に安らぎや潤いを感じることのできる眺望を大切にし、次世代に継承することで、市民が誇りをもてる景観形成に取り組んでいます。



### 3. 景観形成の基本的な方針

景観形成方針の構成及び地区区分については以下のとおりとなっています。

#### 景観形成方針及び地区区分の構成

##### 要素別の 景観形成方針

山・緑地

河川

農地

街道・歴史的町並み

住宅地

商業地

工業地

道路

鉄道・駅

##### 基本目標①

地域のまとまりを感じられる景観の形成

##### 地域別の景観形成方針

##### 基本目標②

亀山市の魅力を向上させる景観の形成

##### 景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針

##### 基本目標③

自然、歴史・文化景観への眺めを次世代へ継承する景観の形成

##### 眺望景観の景観形成方針

##### 要素別の景観形成方針

##### 地域別の 景観形成方針

##### 景観形成推進地区 ・景観重点地区別の 景観形成方針

##### 眺望景観の 景観形成方針

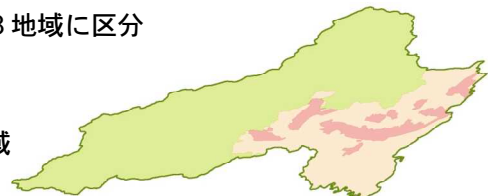
##### 一般地区（地域区分）

景観計画区域内を3地域に区分

●市街地地域

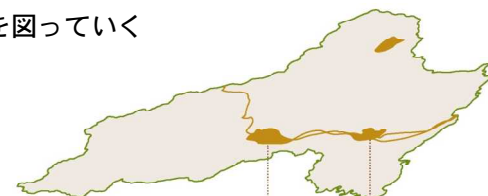
●田園・集落地域

●山地・丘陵部地域



##### 景観形成推進地区

積極的に景観形成を図っていく  
地区を指定



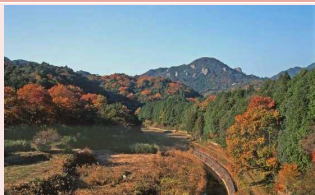
##### 景観重点地区

景観形成推進地区よりも更に積極的に  
景観形成を図っていく地区を指定



## 要素別の景観形成方針

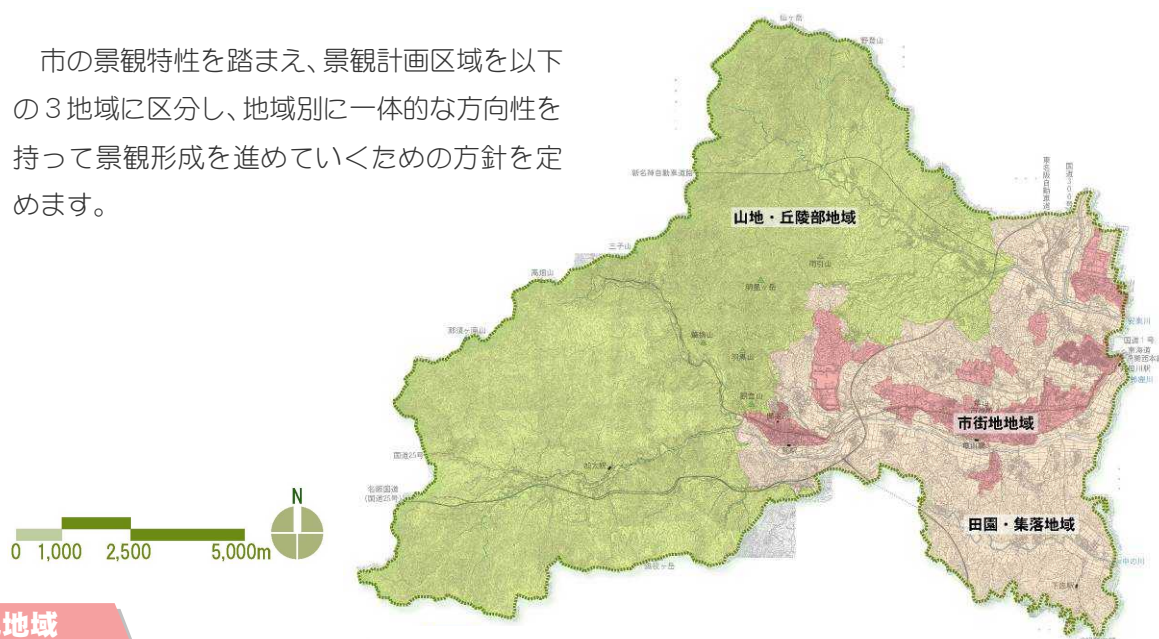
市内の景観を構成している要素に着目し、秩序ある景観形成を行っていくための方針を定めます。

| 要素        | 景観形成方針                |                                                                                      | 地域区分 |   |   |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|---|---|
|           |                       |                                                                                      | 市    | 田 | 山 |
| 山・緑地      | まとまりのある緑地の保全          |    | ●    | ● | ● |
|           | 緑地の連続性への配慮            |                                                                                      | ●    | — | ● |
|           | 市街地等からの眺望景観の保全        |                                                                                      | —    | — | ● |
| 河川        | 潤いある河川環境の保全           |    | —    | ● | ● |
|           | 視点場の確保                |                                                                                      | —    | ● | — |
| 農地        | まとまりのある農地の保全          |    | —    | ● | ● |
|           | 広がりのある眺望景観の保全         |                                                                                      | —    | ● | ● |
| 街道・歴史的町並み | 歴史的建造物の保全             |   | ●    | ● | ● |
|           | 連続性のある街道景観の形成         |                                                                                      | ●    | — | ● |
|           | 歴史的町並みにおける眺望景観の保全     |                                                                                      | ●    | — | — |
| 住宅地       | 地域特性を活かした住宅地の形成       |  | ●    | ● | ● |
|           | 緑溢れ潤いある住宅地の形成         |                                                                                      | ●    | ● | ● |
|           | 落ち着きのある集落の保全          |                                                                                      | ●    | ● | ● |
| 商業地       | 賑わいを感じ、連続性のある商店街の形成   |  | ●    | — | — |
|           | 周囲の景観に配慮した沿道商業地の形成    |                                                                                      | ●    | ● | — |
| 工業地       | 緑溢れる工業地の形成            |  | ●    | — | — |
|           | 周囲の自然景観と調和した工業地の形成    |                                                                                      | ●    | — | — |
| 道路        | 周囲の景観特性に配慮した道路景観の形成   |  | ●    | ● | ● |
|           | 秩序ある沿道景観の形成           |                                                                                      | ●    | ● | — |
|           | 広がりのある眺望景観の保全         |                                                                                      | ●    | ● | ● |
| 鉄道・駅      | 市の玄関口としての景観の形成        |  | ●    | — | — |
|           | 周囲の景観特性を活かした駅周辺の景観の形成 |                                                                                      | —    | ● | ● |
|           | 魅力ある車窓景観の形成           |                                                                                      | ●    | ● | ● |



## 地域別の景観形成方針

市の景観特性を踏まえ、景観計画区域を以下の3地域に区分し、地域別に一体的な方向性を持って景観形成を進めていくための方針を定めます。



### 市街地地域

本地域は、台地上に形成された亀山城下町及び東海道関宿を中心として市の中核的機能を担っているとともに、主要幹線道路沿道の商業店舗や住宅団地、大規模な工業団地等が立地しています。

#### 歴史・文化と調和した市の顔として 魅力ある市街地景観の形成



### 田園・集落地域

本地域は、鈴鹿川、中ノ川等の河川沿いに田園が広がっており、丘陵部には地場産業である中の山パイロットに代表されるお茶の畑地が広がっています。また、地域内には農地と一体的な景観を形成している多くの集落が点在しています。

#### 集落と農地が一体となった まとまりある景観の保全・形成



### 山地・丘陵部地域

本地域は、鈴鹿山脈をはじめとした標高 500～1,000m の山々が連なっており、遠方から鈴鹿山脈を眺めると鈴鹿山脈の淡い緑と麓の丘陵部の濃い緑とが美しいコントラストを形成しています。

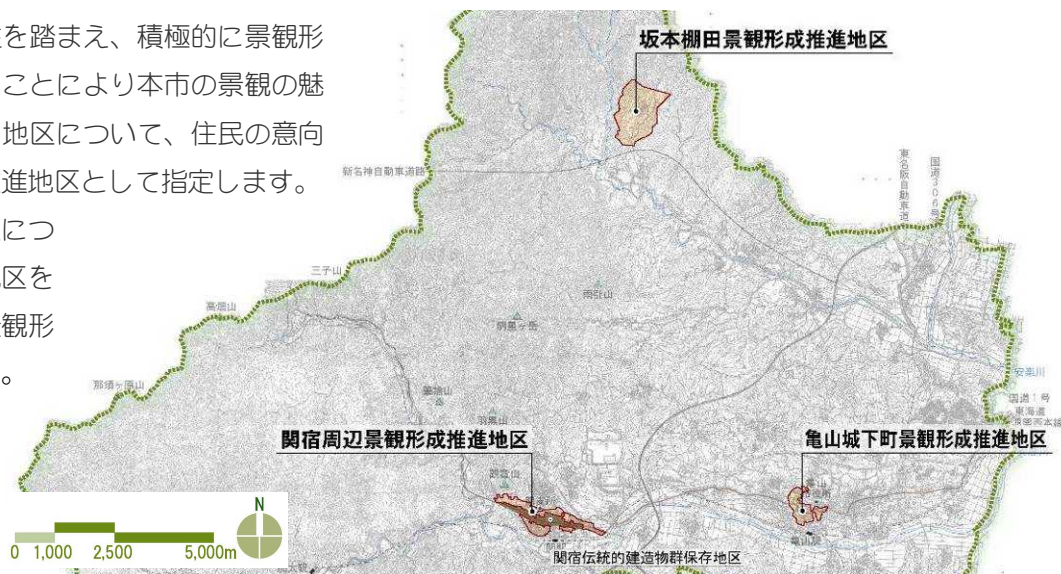
#### 緑のコントラストによる 雄大な自然景観の保全



## 景観形成推進地区別の景観形成方針

各地区の景観特性を踏まえ、積極的に景観形成に取り組んでいくことにより本市の景観の魅力がより明確となる地区について、住民の意向を踏まえ景観形成推進地区として指定します。

景観形成推進地区については、以下の3地区を指定し、各地区の景観形成の方針を定めます。



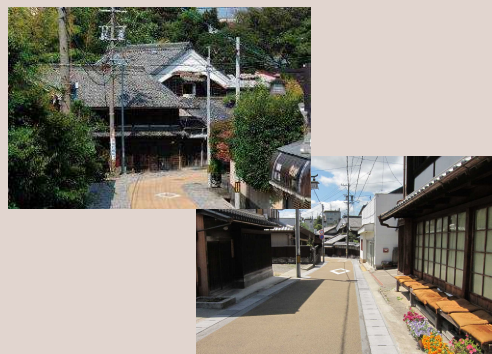
### 亀山城下町景観形成推進地区

本地区は、斜面緑地によって囲まれた台地上に城下町成立当時の街路や屋敷割りといった基盤が残り、武家屋敷や町屋といった歴史的建造物が比較的多く残っています。

#### 歴史的建造物の適切な保全

#### 城下町の特性に配慮した景観の形成

#### 点在する視点場からの眺望景観の保全



### 関宿周辺景観形成推進地区

本地区は、関宿とともに形成され、大半が低層の個人住宅となっています。地区内には、細街路が多く残り落ちついた雰囲気を感じることのできる地区となっています。

#### 関宿の歴史的町並みへの配慮

#### 東海道の連続性への配慮

#### 関宿からの眺望の保全



### 坂本棚田景観形成推進地区

本地区は、日本の棚田百選に選定された坂本棚田と農耕を生涯としてきた人々の生活が一体となった景観を形成し、日本の原風景を感じることのできる景観となっています。

#### 良好な棚田景観の適切な保全

#### 棚田と一体となった農村集落の保全

#### 良好な棚田景観と一体となった眺望の保全





## 眺望景観の景観形成方針

本市の景観は、丘陵部の濃い緑と鈴鹿山脈の淡い緑が美しいコントラストを形成している景観に代表される『自然景観』と、東海道沿いの関宿や亀山城下町に代表される『歴史・文化景観』が大きな特徴となっており、それらを眺めることのできる視点場が数多く存在しています。そうした視点場からの眺めを次世代に継承し、市民が誇りをもてる景観形成に取り組んでいくための方針を定めます。

また、眺望景観の中でも特に本市の特徴的な眺めとなっているものについては、主要な視対象として選定し、更に積極的な保全・形成を図っていくために景観重点地区として指定していくこととします。

### 景観形成方針

#### 視対象の保全

#### 視点場の整備

#### 視点場と視対象間及び その背景の景観形成

##### 視点場の例

市内外の人が誰でも見ることができ公共性の高い場所として、以下の場所を視点場として位置付けていくこととします。

**公園、公民館、展望台、橋、道路、堤防 等**

### 主要な視対象

#### 自然景観

#### ① 鈴鹿山脈

#### 歴史・文化景観

#### ② 関宿の町並み

#### ③ 亀山城下町・ 亀山宿の町並み

#### ④ 坂本棚田

#### ⑤ 亀山城多門櫓



①



②



③



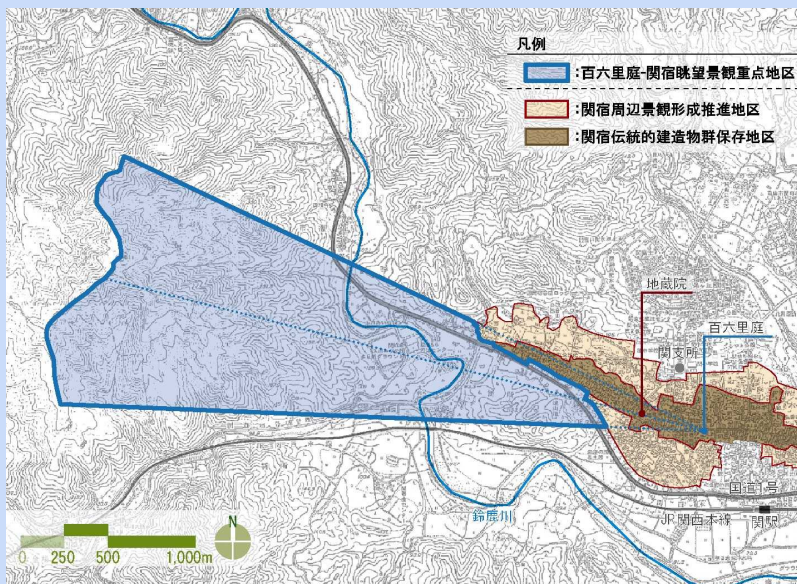
④



⑤

### 百六里庭－関宿眺望景観重点地区

本地区は、関宿内にある百六里庭から関宿の町並みとその背景の鈴鹿山脈を眺めることのできる良好な眺望景観となっています。中心には関宿の中心的な建造物である地蔵院が位置しています。





### 3 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項

前述の景観形成の方針に基づき、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為について、一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区の各地区における景観特性に応じた景観形成基準を定めます。

#### 1. 一般地区における景観形成基準

一般地区における景観形成基準を以下のとおりとします。

| 項目      |        | 景観形成基準                                                                                                                                         | 市 | 田 | 山 |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 建築物・工作物 | 配置・規模  | ○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。                                                                                                               | ● | ● | ● |
|         |        | 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。                                                                                         | ● | ● | ● |
|         |        | 山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。                                                                                               | — | ● | ● |
|         |        | 行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。                                                                                                   | ● | ● | ● |
|         | 壁面の位置  | 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。                                                                        | ● | ● | ● |
|         |        | ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。                                                                                                          | ● | ● | ● |
|         |        | 壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。                                                                             | ● | ● | — |
|         | 形態・意匠  | 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。                                                                                            | ● | ● | ● |
|         |        | ○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。                                                                                                          | ● | ● | ● |
|         |        | 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。                                                                                         | ● | ● | ● |
|         |        | 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。                                  | ● | ● | — |
|         |        | 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。                                                                                                     | ● | ● | ● |
|         |        | 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。                                                                                           | ● | ● | ● |
|         |        | 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。                                                                                | ● | — | — |
|         |        | 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。                                                                                   | ● | — | — |
|         | 色彩     | ○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。                                                                                                                 | ● | ● | ● |
|         |        | 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表1（p.9参照）のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 | ● | ● | ● |
| 開発行為等   | 素材     | アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。                                                                                                  | ● | ● | ● |
|         |        | ○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。                                                                                                                        | ● | ● | ● |
|         | 外構・緑化  | 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。                                                                                                         | ● | ● | ● |
|         |        | ○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。                                                                                                            | ● | ● | ● |
|         |        | 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。                                                                                                      | ● | ● | ● |
|         |        | 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。                                                                                                          | ● | ● | ● |
|         |        | 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。                                                                                                      | ● | ● | ● |
|         |        | ○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。                                                                                                                | ● | ● | ● |
|         | その他    | ○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。                                                                         | ● | ● | ● |
|         |        | ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。                                                                                             | ● | ● | ● |
| 土石の採取等  | 形態・意匠  | ○できる限り現況の地形を活かし、長大な面又は擁壁が生じないようにすること。                                                                                                          | ● | ● | ● |
|         | 緑化     | ○開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。                                                                                                 | ● | ● | ● |
|         |        | ○のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。                                                                                               | ● | ● | ● |
| 堆積      | 採取等の方法 | ○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。                                                                                                           | ● | ● | ● |
|         |        | ○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。                                                                                | ● | ● | ● |
|         |        | ○遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。                                                                                                | ● | ● | ● |
| 土石の採取等  | 緑化     | ○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。                                                                                                           | ● | ● | ● |
| 堆積      | 集積の方法  | ○積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。                                                                                                  | ● | ● | ● |
|         | 遮へい    | ○できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。                                                                                         | ● | ● | ● |

## 別表（マンセル色彩表）

| 表 1       |          |     |                 |
|-----------|----------|-----|-----------------|
| 対象        | 色相       | 明度  | 彩度              |
| 外壁<br>基調色 | 0R～2.5Y  | 7以下 | 6以下             |
|           |          | —   | 3以下             |
|           | 2.6Y～10Y | 7以下 | 4以下             |
|           |          | 8以下 | 3以下             |
|           | その他      | —   | 2以下<br>(無彩色を含む) |
| 屋根色       | 0R～2.5Y  | 7以下 | 6以下             |
|           | 2.6Y～10Y | 7以下 | 4以下             |
|           | その他      | 7以下 | 2以下<br>(無彩色を含む) |

| 表 2       | (表 2 は景観重点地区の景観形成基準参照) |     |     |
|-----------|------------------------|-----|-----|
| 対象        | 色相                     | 明度  | 彩度  |
| 外壁<br>基調色 | 0R～10R                 | 6以下 | 4以下 |
|           |                        | 7以下 | 3以下 |
|           | 0.1YR～2.5Y             | 7以下 | 4以下 |
|           |                        | 7以下 | 3以下 |
| 屋根色       | —                      | 7以下 | 無彩色 |

## 景観形成基準のイメージ

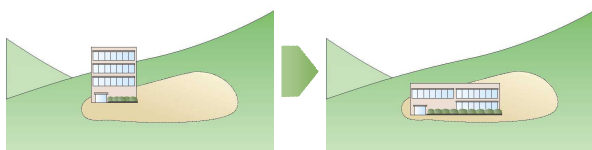
景観形成基準における建築物の項目の一部について、イメージ図を用いた解説を以下に示します。

(詳細は前頁を参照)

### 配置・規模

山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。

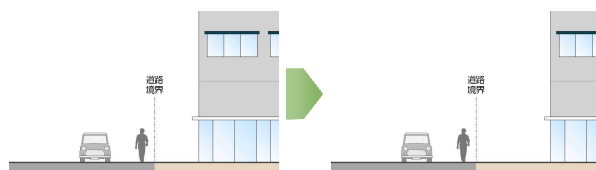
建築物等の高さを抑え山の稜線を超えないようにする。



### 壁面の位置

壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景すること。

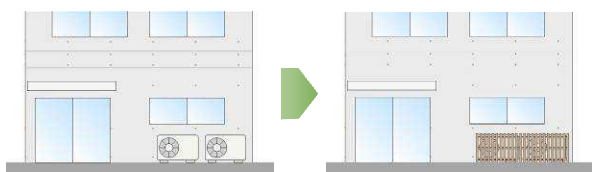
壁面を後退させ圧迫感を与えない壁面位置とする。



### 形態・意匠

外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。

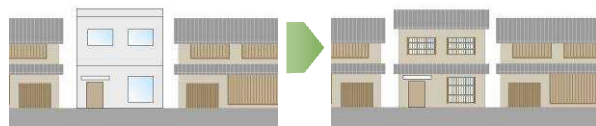
室外機を格子等で目立たないようにする。



### 形態・意匠

歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。

周辺の町並みと調和するよう配慮する。



### 色 彩

色彩は落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。

周辺の建築物と調和した色彩を使用する。



### 外構・緑化

行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。

コンクリートブロック塀等は避け、植栽等を使用する。





## 2. 景観形成推進地区における景観形成基準

景観形成推進地区については、一般地区に定めた景観形成基準よりも積極的な景観形成を図っていくために建築物及び工作物に関する景観形成基準を以下のとおりとします。なお、建築物及び工作物以外の景観形成基準については、一般地区の景観形成基準に準ずるものとします。

| 項目      |       | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物 | 配置・規模 | <p>○高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。</p> <p>※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 12m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。</p> <p>○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p>                                                                                                                               |
|         | 壁面の位置 | <p>○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。</p> <p>道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそらえることを基本とすること。</p> <p>道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根（植栽）、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 形態・意匠   | 形態・意匠 | <p>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <p>行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の歴史的町並みとの調和に配慮すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。</p> |
|         | 色彩    | <p>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表 1（p. 9 参照）のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>                                                                                                                                                                                                          |
|         | 素材    | <p>○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。</p> <p>屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の歴史的町並みとの調和に配慮すること。</p> <p>年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 外構・緑化 | <p>○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</p> <p>植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。</p> <p>行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。</p> <p>○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。</p> <p>○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。</p>                                                                                                                                                   |
| その他     |       | ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### 景観形成基準のイメージ

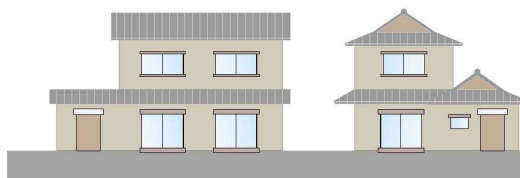
#### 配置・規模

高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。



#### 形態・意匠

屋根は勾配屋根を基本とすること。



### 3. 景観重点地区（関宿一百六里庭眺望景観重点地区）における景観形成基準

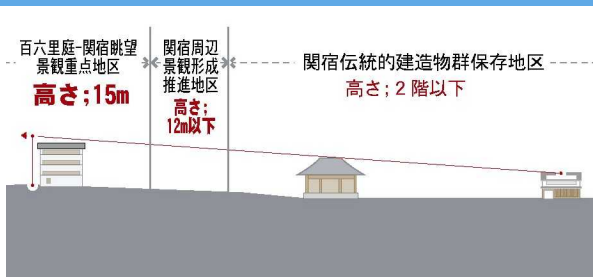
景観重点地区については、地区の景観特性を踏まえた積極的な景観形成図っていくために建築物及び工作物に関する景観形成基準を以下のとおりとします。なお、建築物及び工作物以外の景観形成基準については、一般地区の景観形成基準に準ずるものとします。

| 項目      |       | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物 | 配置・規模 | <p>○高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。</p> <p>※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあつては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ15mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。</p> <p>○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> |
|         | 壁面の位置 | <p>○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。</p> <p>壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣や植栽により修景すること。</p> <p>歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 形態・意匠   | 形態・意匠 | <p>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること。</p> <p>行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。</p>                                |
|         | 色彩    | <p>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については別表2（p.9参照）、それ以外については別表1（p.9参照）のとおりとすること。着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | 素材    | <p>○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。</p> <p>年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | 外構・緑化 | <p>○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</p> <p>植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。</p> <p>行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。</p> <p>○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮すること。</p> <p>○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| その他     |       | <p>○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### 景観形成基準のイメージ

#### 配置・規模

高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。



#### 色彩

色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。

建築物等が眺望できる範囲に出てくる場合は、歴史的町並みに調和した落ち着いた色彩を用いる。





## 4. 届出対象行為

前述の景観形成の方針に基づき、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為について、一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区の各地区において届出が必要な行為は以下のとおりとします。

| 届出対象行為                                   |                                               | 届出対象規模 <sup>※1</sup>                                                                                                   |                       |                                          |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------|
|                                          |                                               | 一般地区                                                                                                                   | 景観形成推進地区              | 景観重点地区                                   |
| 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 |                                               | ○高さ 10m 又は建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの                                                                               | ○全ての建築物 <sup>※2</sup> | ○高さ 10m 又は建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの |
| 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの       | ○高さ 10m を越えるもの                                                                                                         |                       |                                          |
|                                          | 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの*         | ○高さ 30m を越えるもの                                                                                                         |                       |                                          |
|                                          | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの                 | ○高さ 10m を越えるもの                                                                                                         |                       |                                          |
|                                          | 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）  |                                                                                                                        |                       |                                          |
|                                          | 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの                      |                                                                                                                        |                       |                                          |
|                                          | 擁壁、さく、堀                                       | ○高さ 5m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの                                                                                             |                       |                                          |
|                                          | ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設    | ○高さ 10m を越えるもの                                                                                                         |                       |                                          |
|                                          | アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物 | ○高さ 10m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの                                                                      |                       |                                          |
|                                          | 自動車車庫の用途に供する工作物                               |                                                                                                                        |                       |                                          |
|                                          | 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物                  |                                                                                                                        |                       |                                          |
|                                          | 上記の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの                   | ○建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5m を超え、かつ高さ 10m を超えるもの（*に掲げるものにあつては 30m を越えるもの）                                                |                       |                                          |
|                                          | その他の工作物                                       | ○高さ 10m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの                                                                      |                       |                                          |
| 開発行為・土地の形質の変更                            |                                               | ○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> （景観形成推進地区は 1,000 m <sup>2</sup> ）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの |                       |                                          |
| 土石の採取、木竹の伐採                              |                                               | ○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> （景観形成推進地区は 1,000 m <sup>2</sup> ）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの |                       |                                          |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積               |                                               | ○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> （景観形成推進地区は 1,000 m <sup>2</sup> ）を超えるもの又はその高さが 5m を超えるもの                             |                       |                                          |

※ 1：軽微な行為等で届出の除外となるものについては、亀山市景観計画本編又は亀山市景観条例等を参照

※ 2：同一敷地内で主要な用途となる建築物とは別に建築する倉庫等において、一般地区に掲げる届出の規模未満の建築物は除く

## 4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物等は、歴史・文化的、技術的価値の高い建造物・樹木はもちろんのこと、地域で親しまれているもの、ランドマークとなっているものなどを対象とし、所有者等の意見を聴取し同意を得たものについて景観重要建造物等に指定していくこととします。

### 景観重要建造物の指定基準

- ①国登録有形文化財建造物、及び県・市指定有形文化財建造物等に指定されている建造物
- ②亀山市歴史的風致維持向上計画において歴史的風致形成建造物に指定されている建造物
- ③地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ④景観上優れた特徴を有し、地域のシンボルとなっている建造物
- ⑤市民に親しまれ、地域の良好な景観形成の模範となる建造物

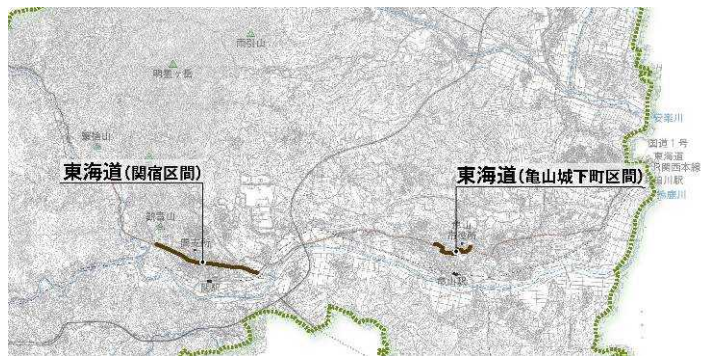
### 景観重要樹木の指定基準

- ①県・市指定史跡名勝天然記念物に指定されている樹木
- ②樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観形成に寄与する樹木
- ③昔からの言い伝えがあるなど、地域の歴史、文化などに関わりの深い樹木
- ④地域のシンボルとなっている樹木
- ⑤市民に親しまれている樹木

## 5 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の良好な景観形成を図っていくためには、建築物等だけでなく、道路、河川等の公共施設についても重要な要素となっています。特に、本市の骨格となっている公共施設は、市のイメージを市内外に広く印象づけるとともに、地域の良好な景観形成を先導していく必要があります。

このため、特に重要な公共施設を景観重要公共施設として位置付け良好な景観形成に取り組んでいくこととします。



### 景観重要道路／東海道（一部区間）

東海道は、市内を東西に横断し、各時代において日本の東西を繋ぐ幹線としての機能を担ってきました。街道沿いには、亀山宿、関宿、坂下宿をはじめとした多くの歴史的趣を感じることもできる町並みが残っており、住民と行政が一体となって町並みの保全活動を行ってきた道路となっています。

### 整備に関する方針

#### 亀山城下町区間 / 江ヶ室交番前交差点～京口坂橋 (1,020m)

- 道路の舗装は、落ち着いた色彩のカラー舗装とし、路肩部分にタイル等で歩行空間を演出するなど町並みとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、町並みとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0程度)を基本とする。ただし、自然素材を使用したものや道路標識等についてはこの限りではない。
- 道路から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。



#### 関宿区間 / 小野ポケットパーク前交差点～西追分 (2,260m)

- 道路の舗装は、町並みとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、町並みとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0程度)を基本とする。ただし、自然素材を使用したものや道路標識等についてはこの限りではない。





## 6 景観形成の推進方策

良好な景観を形成するためには、景観形成の基本理念や目標・方針を、市民・事業者・行政が互いに共有し、各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的に景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、景観法等の諸制度の活用や景観施策の推進等により、主体的な活動を促し、景観まちづくりが全市的な活動となるよう取り組んでいくこととします。

### 市民の役割

市民は、自らが景観まちづくりの担い手であるということを認識し、身近な地域の景観に関心を持ち、敷地前面の緑化や地域の清掃活動等といった日常生活における景観まちづくりに取り組むことに努めます。

### 事業者の役割

事業者は、事業活動や保有する施設が地域の景観に与える影響を認識し、良好な景観の形成に寄与するよう努め、地域社会の一員として、地域の景観まちづくりに積極的に取り組んでいくよう努めます。

### 市の役割

市は、景観まちづくりの総合的な推進役として、国・県やまちづくり団体等の関係機関との連携を図るとともに、良好な景観形成に関する規制誘導、景観づくりを先導する公共施設の整備、市民や事業者の意識の醸成や支援に努めます。

## 景観形成の推進方策

### 景観計画に定める その他の選択事項について

景観計画に定めることのできる以下の項目について活用を検討していくこととします。

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可基準に関する事項

### 景観まちづくりの 知識・情報の共有化

市民や事業者の景観に対する知識や関心を高めていくため、景観に関する情報を共有化するために以下の方策を実施します。

- |                       |                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------|
| ○景観まちづくりに<br>関する情報の提供 | HP・情報紙を活用した情報発信<br>地域懇談会開催による情報共有              |
| ○景観まちづくりに<br>関する啓発活動  | 景観まちづくりに関する知識向上への取り組み<br>景観まちづくりに関する学校教育への取り組み |

### 協働による良好な 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに取り組んでいる住民団体の支援や景観まちづくりの新たな組織づくりを行っていくために以下の方策を実施します。

- 景観まちづくりに向けた市民活動支援
- 景観まちづくりに関する専門家、有識者の派遣

### 各種制度の積極的な活用

景観法をはじめとした、各種法令の活用を検討し、良好な景観形成を図っていくために以下の方策を実施します。

- |                               |                                        |
|-------------------------------|----------------------------------------|
| ○景観法                          | 景観形成推進地区・景観重点地区の拡充<br>景観整備機構の指定検討      |
| ○都市計画法                        | 景観地区、高度地区の設定推進<br>開発行為時における良好な景観形成への誘導 |
| ○文化財保護法、歴史まちづくり法による歴史資源の保存・活用 |                                        |

### 良好な景観まちづくりに 向けた取り組み

市と市民団体の連携や、市の公共事業における景観への配慮等による良好な景観まちづくりに向けた取り組みとして以下の方策を実施します。

- |                         |                                                     |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| ○景観調査の実施                |                                                     |
| ○公共事業等における良好な景観まちづくりの推進 | 各種事業における良好な景観まちづくりへの検討<br>修景整備事業の実施<br>良好な視点場づくりの実施 |
| ○良好な景観づくりへの支援制度の推進      | 歴史・文化景観の残る地区における修景整備等の推進<br>新たな支援制度についての検討          |
| ○生活環境向上のための取り組み         | 自然環境の保全<br>環境美化についての取り組み                            |



## 亀山市景観計画 一概要版一

Kameyama City Landscape Plan

**発行** 亀山市  
**編集** 建設部まちづくり計画室  
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地  
TEL 0595 - 82 - 1111 (代) FAX 0595 - 82 - 9669  
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/>

古紙・パルプ配合紙を使用しています。